## 大阪市水道局告示第66号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施 行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月7日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店舗名		所 在 地	変更年月日
		変	大阪府大阪市北区西天満1-7	
		更	-20 JIN・ORIXビルディ	
近畿産業	梅田支店	前	ング1・2・6階	令和7年
信用組合		変更	大阪府大阪市北区西天満1-7	10月10日
		後	- 20	

(水道局総務部経理課)